

(指定肢体不自由児通園施設の設備)
第七十三条 指定肢体不自由児通園施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
二 訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
三 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。

2 指定肢体不自由児通園施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
3 第一項各号に掲げる設備は、専ら当該指定肢体不自由児通園施設の利用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項各号に掲げる設備(同項第一号に掲げる設備を除く。)については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができるものとする。

(指定肢体不自由児療護施設の設備)
第七十四条 指定肢体不自由児療護施設は、居室、医務室、静養室、訓練室、屋外訓練場、調理室、浴室、便所並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。
2 指定肢体不自由児療護施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
3 第一項に規定する設備は、専ら当該指定肢体不自由児療護施設の利用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項に規定する設備(居室を除く。)については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができるものとする。

第三節 運営に関する基準
(施設利用者負担額の受領)
第七十五条 指定肢体不自由児施設は、指定施設支援を提供した際は、施設給付決定保護者から指定施設支援に係る施設利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定肢体不自由児施設は、法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際は、施設給付決定保護者から、次の各号に掲げる指定肢体不自由児施設の区分に応じ、当該各号に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。
一 指定肢体不自由児施設(指定肢体不自由児療護施設を除く。) 次のイ及びロに掲げる額
イ 当該指定施設支援に係る指定施設支援費用基準額
ロ 障害児施設医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額又は法第二十四条の二十第三項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額

二 指定肢体不自由児療護施設 当該指定施設支援に係る指定施設支援費用基準額
3 指定肢体不自由児施設は、前二項の支払を受ける額のほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる指定肢体不自由児施設の区分に応じ、当該各号に掲げる費用の支払を施設給付決定保護者から受けることができる。
一 指定肢体不自由児施設(指定肢体不自由児通園施設及び指定肢体不自由児療護施設を除く。次号において同じ。)(通所による指定施設支援を提供する場合を除く。) 次のイ及びロに掲げる費用
イ 日用品費
ロ イに掲げるもののほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、施設給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

二 指定肢体不自由児施設(通所による指定施設支援を提供する場合に限る。)(又は指定肢体不自由児通園施設) 次のイからハまでに掲げる費用
イ 食事の提供に要する費用
ロ 日用品費
ハ イ及びロに掲げるもののほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、施設給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

三 指定肢体不自由児療護施設 次のイからハまでに掲げる費用
イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費(法第二十四条の七第一項の規定により特定入所障害児食費等給付費が施設給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令第二十七条の六第一項に規定する食費等の基準費用額(法第二十四条の七第二項において準用する法第二十四条の三第九項の規定により当該特定入所障害児食費等給付費が施設給付決定保護者に代わり当該指定肢体不自由児療護施設に支払われた場合は、同令第二十七条の六第一項に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。)
ロ 日用品費
ハ イ及びロに掲げるもののほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、施設給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第二号イ及び第三号イに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
5 指定肢体不自由児施設は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った施設給付決定保護者に対し交付しなければならない。
6 指定肢体不自由児施設は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、施設給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、施設給付決定保護者の同意を得なければならない。

(施設利用者負担額の管理)
第七十六条 指定肢体不自由児施設(指定肢体不自由児通園施設及び指定肢体不自由児療護施設を除く。次号において同じ。)(通所による指定施設支援を提供する場合を除く。)(は、施設給付決定に係る障害児が同一の月に、当該指定肢体不自由児施設が提供する指定施設支援及び他の指定知的障害児施設等が提供する指定施設支援を受けたときは、これらの指定施設支援に係る施設利用者負担額等合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定肢体不自由児施設又は当該指定肢体不自由児通園施設は、これらの指定施設支援の状況を確認の上、施設利用者負担額等合計額を都道府県に報告するとともに、当該施設給付決定保護者及び当該他の指定施設支援を提供した指定知的障害児施設等に通知しなければならない。
3 指定肢体不自由児療護施設は、施設給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定肢体不自由児療護施設が提供する指定施設支援及び他の指定知的障害児施設等が提供する指定施設支援を受けたときは、これらの指定施設支援に係る施設利用者負担額等合計額を算定し、当該指定肢体不自由児療護施設は、これらの指定施設支援の状況を確認の上、施設利用者負担額等合計額を都道府県に報告するとともに、当該施設給付決定保護者及び当該他の指定施設支援を提供した指定知的障害児施設等に通知しなければならない。

第七十七条 指定肢体不自由児施設(指定肢体不自由児通園施設及び指定肢体不自由児療護施設を除く。次号において同じ。)(通所による指定施設支援を提供する場合を除く。)(及び指定肢体不自由児療護施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。
一 施設の目的及び運営の方針
二 従業者の職種、員数及び職務の内容
三 入所定員

三 指定肢体不自由児療護施設 次のイからハまでに掲げる費用
イ 食事の提供に要する費用
ロ 日用品費
ハ イ及びロに掲げるもののほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、施設給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

三 指定肢体不自由児療護施設 次のイからハまでに掲げる費用
イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費(法第二十四条の七第一項の規定により特定入所障害児食費等給付費が施設給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令第二十七条の六第一項に規定する食費等の基準費用額(法第二十四条の七第二項において準用する法第二十四条の三第九項の規定により当該特定入所障害児食費等給付費が施設給付決定保護者に代わり当該指定肢体不自由児療護施設に支払われた場合は、同令第二十七条の六第一項に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。)
ロ 日用品費
ハ イ及びロに掲げるもののほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、施設給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの